

裁 決 書

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

● ● ● ● ● ● ●

墨田区長

審査請求人が令和５年３月１日に提起した、墨田区長（以下「処分庁」という。）が令和５年２月２４日付けで審査請求人に対して行った特別区民税・都民税（以下「区民税等」という。）に係る差押処分（債権差押通知書によるもの。以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、墨田区行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を得て、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 審査会の調査によると、本件審査請求に至る経緯は、次のとおりと認められる。
- (1) 処分庁は、本件処分に係る区民税等について、次のとおり督促状を発した。
- ア 平成29年度第1期分 平成29年7月31日発送
- イ 平成29年度第2期分 平成29年9月27日発送
- ウ 平成29年度第3期分 平成29年11月28日発送

エ 平成29年度第4期分 平成30年2月23日発送
オ 平成31年度第2期分 令和元年9月27日発送
カ 平成31年度第3期分 令和元年11月27日発送
キ 平成31年度第4期分 令和2年2月27日発送
ク 令和2年度第1期分 令和2年7月29日発送
ケ 令和2年度第2期分 令和2年9月29日発送
コ 令和2年度第3期分 令和2年11月27日発送
サ 令和2年度第4期分 令和3年2月25日発送
シ 令和2年度随期分 令和3年4月26日発送

- (2) 審査請求人は、処分庁に対し、令和4年6月24日、電話連絡により、同年8月から毎月10日までに2万円ずつ分割納付すると約束した。
- (3) 審査請求人は、上記約束に基づき、同年8月分の2万円を納付するも、同年9月分、10月分及び11月分の分割納付をしなかった。
- (4) そこで、処分庁は、同年10月25日及び11月29日、審査請求人に対し、留守番電話に、処分庁に連絡するようにとのメッセージを残した。
- (5) 審査請求人は、処分庁に対し、同年11月30日、電話連絡により改めて、同年12月から毎月末日までに2万円ずつ分割納付すると約束した。

しかし、審査請求人は、この約束にも反し、同年12月分及び令和5年1月分の分割納付をしなかった。

- (6) 処分庁は、審査請求人に対し、平成29年度第1期から第4期まで、平成31年度第2期から第4期まで及び令和2年度第1期から随期までの区民税等滞納（滞納金額474,067円）に係る令和5年2月24日付けの本件処分（預金債権の差押え）を行った。
- 2 審査請求人は、本件処分を不服とし、本件処分に係る差押財産の一部について差押解除を求める審査請求書を令和5年3月1日付けで郵送し、同月2日に当庁に到達した。
- 3 当庁は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項及び第2項の規定に基づき、同年7月3日に審理員意見書及び事件記録の写しを添えて審

査会に諮問した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書（令和５年３月１日付け）において次のとおり主張し、２６万３，７８１円の返金を求めている。

- (1) 本件処分により生活ができないため、生活費１６万３，７８１円及び借金返済額１０万円の合計額に相当する額の返金を求める。
- (2) 借金が複数あり、そもそも納税は困難と説明している。
- (3) 友人からの借金があり、これ以上は借りることができない。
- (4) 処分庁に対し、滞納している区民税等を支払う姿勢を見せている。
- (5) 処分庁は、連絡を取り合うとの審査請求人との約束に反し、予告なく本件処分を行っている。
- (6) 令和４年に墨田区役所を訪問した際に、毎月２万円を納付する返済計画を立てている。
- (7) 令和４年に離婚を理由に納税が困難となっていることを処分庁に報告している。
- (8) 令和２年に差押処分が行われた際に、処分庁は、今後差押処分を行う場合には事前に連絡をしてほしいとの審査請求人の申出を了承したにもかかわらず、連絡をすることもなく、督促状も発せず本件処分を行っている。
- (9) 精神疾患の疑いがある。
- (10) 墨田区から必要な援助を受けられなかった。

2 処分庁の主張

処分庁は、弁明書（令和５年３月２４日付け）及び口頭による説明（同年８月２日聴取）において次のとおり主張し、本件処分に違法又は不当な点はないため、本件審査請求は棄却されるべきであるとする。

- (1) 地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３３１条第１項第１号の規定によ

り、徴税吏員は、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る区民税等に係る徴収金を完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならない。

- (2) 処分庁は、上記事案の概要1(1)に記載のとおり、督促状を発している。
- (3) 処分庁は、審査請求人から、滞納額を一括して納付することが困難な事情を聴取した。その上で、審査請求人は、令和4年6月24日に分割納付の約束をしている。これを受け、処分庁は、同月27日に分割納付用の納付書を交付するなど、審査請求人の申出にも応じている。このように、処分庁は、審査請求人の状況を考慮した対応をしている。
- (4) 処分庁は、令和4年10月25日及び同年11月29日に、審査請求人の留守番電話に処分庁まで連絡をするようメッセージを残しており、本件処分を行う前に審査請求人に連絡をしている。

なお、具体的な差押えの実施日時予告は、財産隠匿のおそれがあることから行っておらず、法令等にも規定されていない。

- (5) 本件処分に係る差押えの解除の要件は、次のとおりである。処分庁は、本件処分後、本件処分に係る差押財産の一部について差押えを解除する方法として、他の財産（給与支払請求権）を差し押さえることを提案したが、審査請求人はこれに応じず、本件処分に係る差押財産の全額を滞納金に充当することに合意している。

ア 差押えに係る区民税等の全額が消滅すること（国税徴収法（昭和34年法律第147号）第79条第1項第1号）。

イ 審査請求人が他に差し押さえることができる適当な財産を提供した場合において、その財産を差し押さえること（国税徴収法第79条第2項第2号）。

- (6) 審査請求人が主張する友人からの借金があり、これ以上は借りることができないこと、及び精神疾患の疑いがあることは、差押えの解除の要件ではない。
- (7) 差押処分を行う前には連絡をしてほしいとの審査請求人の申出について、処分庁が了承した事実はない。
- (8) 審査請求人が主張する「墨田区から必要な援助を受けられなかった」の「必

要な援助」の具体的内容は不明であるが、処分庁は、上記(3)及び(5)のとおり、審査請求人の状況を考慮した対応をしている。

理 由

1 本件審査請求の趣旨について

審査請求人は、本件審査請求の趣旨を「給与全額差押につき、生活が出来ないため、不服の申し立てに至る。また、返金額は下記の合算である263,781円とする。」とするが、その意味するところは、次の2点と解される。（なお、審査請求人は「給与全額差押」とするが、本件処分は預金債権差押えである。）

- (1) 「未納分については支払っていく姿勢（を示していたこと）と連絡を取り合うことを約束していたが、今回も予告なく差押となったため」、そもそも本件処分は不当である。（以下「審査請求の趣旨(1)」という。）
- (2) 本件処分のうち「263,781円」の返金を求める、すなわち、本件処分に係る差押財産の一部について差押解除を求める。（以下「審査請求の趣旨(2)」という。）

2 審査請求の趣旨(1)に対して

- (1) 審査請求人は、未納分について納付していく姿勢を示していたと主張するが、2度の分割納付の約束にもかかわらず、1回目の分割納付をただけでその余は一切納付していないのであるから、このような経緯からは、「未納分については支払っていく姿勢（を示していた）」ものとは、到底認めることはできない。
- (2) 審査請求人は、処分庁に対し、差押処分を行う前に一度連絡が欲しいと伝え、処分庁もこれを了承したが、本件処分の前に何の連絡も督促もなかったと主張する。

しかし、そもそも、処分庁がこのようなことを了承した事実は認められないし、また、本件処分は、地方税法第331条第1項1号にのっとり上記のとおり各督促状の発送に基づきなされており、かつ、審査請求人の訴える事情を

聴取しながら進められていたものであるから、その手続に違法又は不当な点は認められない。

よって、審査請求の趣旨(1)は認められない。

3 審査請求の趣旨(2)に対して

本件処分に係る差押財産について差押解除が認められるためには、地方税法第331条第6項が準用する国税徴収法第79条が定める解除事由が認められなければならない。

すなわち、本件処分に係る差押財産について差押解除が認められるのは、差押えに係る区民税等の全額が消滅した場合（同条第1項第1号。ただし、全部解除）か、他に差し押さえることができる適当な財産の提供があった場合において、その財産が差し押さえられた場合（同条第2項第2号。ただし、全部又は一部解除）であるが、いずれの事実も認められない。

ところで、処分庁は、本件処分直後の審査請求人からの電話連絡に対し、上記を説明した上で、審査請求人がその給与債権を提供することで、差押えの一部を解除するとの提案をしたが、審査請求人はこれに応じなかった。

そして、審査請求人が主張する各理由が、いずれも国税徴収法第79条が規定する差押え解除の要件に該当しないことは明らかである。

加えて、本件処分の差押額が333,170円であり、本件の滞納額が474,067円であってこれを上回ることに鑑みるなら、本件処分に係る差押財産の一部の差押解除を認めることはできない。

よって、審査請求の趣旨(2)は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点を認めることはできないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年11月8日

審査庁 墨田区長 山 本 亨

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

本書は、裁決書の謄本である。

令和5年11月8日

墨田区長 山 本 亨